

# 沼津市立病院公営企業会計システム調達基本仕様書

## 1 調達概要

### (1) 調達名称

沼津市立病院公営企業会計システム調達

### (2) 構築期間

令和5年9月30日まで

### (3) 基本仕様書

ア 本院が実施する「沼津市立病院公営企業会計システム調達」（以下「本調達」という。）に係る基本的な内容を記した本仕様書（以下「基本仕様書」という。）に、本調達において基本的な要求事項を定める。

イ 基本仕様書で定める事項は、提案書への記載に関わらず全て提案に含まれていると解釈する。代替案による対応、カスタマイズによる対応を提案する事項は、その旨を「システム機能要件」に明記すること。また、有償カスタマイズによる対応とするものは、これに係る費用を提案価格に含めること。

ウ 本調達の対象範囲

本調達は、以下の項目で構成する。

(ア) システムパッケージ製品の導入（カスタマイズ及び開発を含む）

(イ) システムサーバ機器・クライアント機器の導入

(ウ) データ移行（テスト・試験稼働・本稼働）

(エ) システム動作テスト

(オ) 操作説明・支援・保守

(カ) その他システム構築に必要な作業

## 2 構築概要

### (1) 基本要件

構築における基本要件は以下のとおりとする。

ア Web方式で稼働するシステムであること。

イ ライセンス数は、最低 13 とする。

なお、現在の使用形態は以下のとおり。

病院管理課 7 (うち経理係 4)

病院施設課 6

医事課 0

ウ 沼津市立病院内のサーバ室にサーバマシンを設置するオンプレミス型での導入を行うこと。

## (2) ハードウェア類

ハードウェアの機能条件は、別紙「ハードウェア要件」を参照すること。

## (3) ソフトウェア類

システムに必要な要件等は次のとおりとし、ア・イの詳細については別紙「システム機能要件」を参照すること。

ア 会計基本処理 (予算管理、収入・支払処理、決算処理など)

イ 固定資産処理

ウ 予算編成機能

各部署からの予算要求、査定業務が可能であること。

エ 決算統計機能

決算統計の作成に寄与する資料の抽出及びデータ出力が可能であること。

オ インボイス制度への対応

適格請求書発行事業者でない者との取引が帳簿上判別できること。

制度に倣った税率毎の端数調整ができること。

インボイス制度を加味した消費税計算ができること。

カ 経営分析機能

病院経営を行うに際し、グラフ化やダッシュボードのようなデザイン性を持たせた表示であること。また、過年度と対比ができる経営分析指標があること。

キ その他

その他、当院の業務改善に有益な機能

なお、ソフトウェアに標準搭載されている機能は、上記に記載がない場合でも使用することを前提に設計協議を行う。

#### (4) データ移行要件

データ移行は、システムの稼働期間に間に合うように準備すること。詳細は、別紙「データ移行要件」を参照すること。

### 3 操作教育研修・支援体制

- (1) 病院職員に対して、システムを稼働させるために必要な教育及び端末等の操作教育を受注者の負担にて実施すること。
- (2) システム構築中はもちろんのことシステム稼働後においても病院職員が業務に習熟するまでの間は必要に応じてシステムの運用を支援すること。
- (3) 発注者の職場は人事異動が多い職場である。異動者についても十分な操作訓練等の研修体制が整えられること。また、稼働後においても、業務内容・操作方法等に関する窓口を設置するとともに、操作教育を支援すること。
- (4) システム稼働後法令改正等があった場合は、発注者の業務に支障をきたすことの無いよう迅速に対応すること。

### 4 システム運用保守要件

システム運用保守については、本件で調達するハードウェア、ソフトウェア等を対象とし、本システム更新後の運用保守要件は、下記事項に係る保守・運用について十分なサポートが可能であること。

- (1) 操作およびシステムに関する問合せ等に対する運用・管理サポート全般
- (2) 誤動作によるデータ喪失時のリカバリ
- (3) 障害発生時の迅速な復旧支援
- (4) 機器の障害切分・保守
- (5) その他システム保守にかかる一切の障害切分、迅速な保守およびその手配
- (6) その他運用における負担軽減に対する積極的な対応
- (7) 最新のシステムを定期リリース（バージョンアップ）すること。
- (8) インストール作業が発生する場合は提案事業者により通常の保守範囲内で作業を実施すること。

- (9) 制度改正等により、システムを修正する場合には、提案事業者により通常の保守範囲内で対応すること。
- (10) システムのバージョンアップ等により、マニュアルに変更が生じた場合には、速やかに最新版を提供すること。
- (11) 経理面にかかるサポートとして、e-learning の配信やセミナーの開催等、定期的な発信ツールがあること。
- (12) 常に安定して稼動し、業務に支障を来たすことの無いよう定期的にシステムを保守すること。
- (13) 当院のシステムおよび運用形態、さらに業務知識に精通した S E に連絡が取れる体制を整えること。(平日 9:00~18:00 は迅速に連絡が取れること)
- (14) 年間定期的に操作説明会を開催すること(初任者、決算担当、管理職、予算編成)

## 6 成果品

本調達の商品品は以下のとおり。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) ソフトウェア 一式
- (3) ハードウェア 一式
- (4) データ 一式
- (5) 操作マニュアル 一式
- (6) その他本市及び導入事業者が必要と認めたもの 一式

## 7 特記事項

### (1) 守秘義務

導入事業者は、本調達で知り得た守秘すべき情報を、本調達完了後も第三者へ漏らしてはならない。また、当院が貸与した資料やデータ等について万全の管理を行い、情報セキュリティを確保すると共に、本調達以外の目的で使用してはならない。

## (2) 法令順守

導入事業者は、関係法令や指針を順守すると共に、各業務に関する標準や規格等に準拠する。

## 8 その他

(1) 本仕様書に付随する業務に基づく作業において、当院からの要求があれば適切に対応すると共に、その報告を行う。

(2) 本仕様書に定めがなく、提案にない事項は、当院と導入事業者とで協議の上、決定する。